

『小規模特別養護老人ホーム さくら橋』
(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(松阪市指定 第 2490700156 号)

当施設はご契約者に対して地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入居は、原則として要介護認定の結果「要介護 3 以上」と認定された方で松阪市に住所がある方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人.....	2
2. ご利用施設.....	2
3. 居室の概要.....	2
4. 職員の配置状況.....	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金.....	4
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）.....	11
7. 残置物引取人.....	13
8. 苦情の受付について.....	15

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 慈徳会
- (2) 法人所在地 三重県北牟婁郡紀北町上里堂の谷 227 番地 1
- (3) 電話番号 0597-33-1500
- (4) 代表者氏名 理事長 小倉 博之 (おぐら ひろゆき)
- (5) 設立年月 平成 17 年 12 月 2 日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」
小規模特別養護老人ホーム
平成 23 年 7 月 1 日指定 松阪市指定 第 2490700156 号
- (2) 施設の目的 地域密着型施設サービス計画に基づき可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようにすることを目指します。
- (3) 施設の名称 小規模特別養護老人ホーム さくら橋
- (4) 施設の所在地 三重県松阪市飯南町粥見字工津 1693-1
- (5) 電話番号 0598-32-5115 / Fax 0598-32-5116
- (6) 施設長(管理者)氏名 川端 和弥 (かわばた かずや)
- (7) 当施設の運営方針
法人理念
多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援します。
- (8) 開設年月 平成 23 年 7 月 1 日
- (9) 入居定員 29 人(松阪市民のみ)

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として個室です。

居室・設備の種類	室数	居住料金(基準)
個室	37 室 (ショート 8 室含む)	2,006 円/日
静養室	1 室	2,006 円/日
合計	38 室	
主な設備		
食堂	4 室	各ユニットに 1 室(ショートユニット含む)
浴室	3 室	特殊浴槽(寝たままで入浴できます)・一般浴
医務室	1 室	
その他		

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆ 居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して地域密着型介護福祉施設入所者生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。（併設であるショートステイを兼務するものとします）

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	さくら橋配置職員数
管理者	1（ショート管理者兼務）
医師	1（嘱託）
生活相談員	1（介護支援専門員兼務）
介護職員	12.4人以上（常勤換算） ※ショート兼務職員含む
看護職員	2（内1名看護師）
機能訓練指導員	1（パート看護職員）
管理栄養士	1（管理栄養士）
介護支援専門員	1（生活相談員兼務）

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 管理者	日 中： 8：30～17：30
2. 医師(非常勤)	水曜・金曜 週2回 午後1時間程度
3. 生活相談員	日 中： 8：30～17：30
4. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早 朝： 7：00～16：00 2名 日 中： 8：30～17：30 3名 日中遅：10：00～19：00 2名 夜 間：16：00～翌朝9：00 2名
5. 機能訓練指導員 （パート看護職員）	日 中： 8：30～17：30
6. 看護職員	日 中： 8：30～17：30
7. 管理栄養士	日 中： 8：30～17：30
8. 介護支援専門員 （相談員兼務）	日 中： 8：30～17：30

☆ 土日祝日、暦上の連休、盆・年末年始や入浴業務などの関連で上記と異なる職員配置となる場合があります。

)

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（食事に係る標準自己負担額を除き通常9割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食事

- ・当施設では、栄養士の立てる栄養ケア計画により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食： 7：30～

昼食： 12：00～ ※ 左記時間より 1.5 時間以内であれば、その日の状態

夕食： 17：30～ に合わせて、時間を選択して頂けます。

②入浴

- ・入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活が営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供します。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供にかえることができます。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員（看護職員）により、個別機能訓練計画書を作成し、生活相談員・介護職員と協同してご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な自立を支援します。

(1) くサービス利用料金（1日あたり）く（契約書第5条参照）令和3年6月1日より

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額：1割負担か2割負担ないし3割負担）と食事及び居住費、その他加算に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度・介護負担限度額認定段階に応じて異なります。）

※平成30年8月より、2割負担者のうち特に所得の高い方は負担割合が3割となります。

社会福祉法人 慈徳会

小規模特別養護老人ホーム さくら橋

【サービスご利用料金（1日あたり）】

令和3年8月1日

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費を除いた金額（自己負担額）と食事及び居住費、その他加算に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

利用者負担第1段階

	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1. ご契約者の要介護とサービス利用金額	6,610 円	7,300 円	8,030 円	8,740 円	9,420 円
2. サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	180 円	180 円	180 円	180 円	180 円
3. サービス利用に係る自己負担額	679 円	748 円	821 円	892 円	960 円
4. 食事提供費	被保険第1段階 300 円				
5. 居住費	被保険第1段階 820 円				
6. 上記負担合計(3+4+5)	1,799 円	1,868 円	1,941 円	2,012 円	2,080 円

利用者負担第2段階

	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1. ご契約者の要介護とサービス利用金額	6,610 円	7,300 円	8,030 円	8,740 円	9,420 円
2. サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	180 円	180 円	180 円	180 円	180 円
3. サービス利用に係る自己負担額	679 円	748 円	821 円	892 円	960 円
4. 食事提供費	被保険第2段階 390 円				
5. 居住費	被保険第2段階 820 円				
6. 上記負担合計(3+4+5)	1,889 円	1,958 円	2,031 円	2,102 円	2,170 円

利用者負担第3段階 ①

	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1. ご契約者の要介護とサービス利用金額	6,610 円	7,300 円	8,030 円	8,740 円	9,420 円
2. サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	180 円	180 円	180 円	180 円	180 円
3. サービス利用に係る自己負担額	679 円	748 円	821 円	892 円	960 円
4. 食事提供費	被保険第3段階 650 円				
5. 居住費	被保険第3段階 1,310 円				
6. 上記負担合計(3+4+5)	2,639 円	2,708 円	2,781 円	2,852 円	2,920 円

利用者負担第3段階 ②

	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1. ご契約者の要介護とサービス利用金額	6,610 円	7,300 円	8,030 円	8,740 円	9,420 円
2. サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	180 円	180 円	180 円	180 円	180 円
3. サービス利用に係る自己負担額	679 円	748 円	821 円	892 円	960 円
4. 食事提供費	被保険第3段階 1,360 円				
5. 居住費	被保険第3段階 1,310 円				
6. 上記負担合計(3+4+5)	3,349 円	3,418 円	3,491 円	3,562 円	3,630 円

利用者負担第4段階

	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1. ご契約者の要介護とサービス利用金額	6,610 円	7,300 円	8,030 円	8,740 円	9,420 円
2. サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	180 円	180 円	180 円	180 円	180 円
3. サービス利用に係る自己負担額	679 円	748 円	821 円	892 円	960 円
4. 食事提供費	被保険第4段階 1,445 円				
5. 居住費	被保険第4段階 2,006 円				
6. 上記負担合計(3+4+5)	4,130 円	4,199 円	4,272 円	4,343 円	4,411 円

※ 介護職員処遇改善加算

上記サービス利用に係る自己負担額（6）に日数を乗じて、合計に介護職員処遇改善加算（0.083）と介護職員等特定処遇換算（0.027）を乗じてください。その合計と食事提供費（日数を乗じた計）及び居住費（日数を乗じた計）を足した総合計（1ヶ月）が自己負担額となります。

※ 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算

上記サービス利用に係る自己負担額(5)に日数を乗じて、合計に介護職員処遇改善加算(0.083)・特定処遇改善加算(0.027)を乗じて下さい。その合計と食事提供費(日数を乗じた計)及び居住費(日数を乗じた計)を足した総合計(1ヶ月)が自己負担額となります。

- ☆① ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆② 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
- ☆③ 通常の自己負担は1割負担ですが、ご契約者によっては2割負担もしくは3割負担の場合があります。

(2) 介護サービス加算の内訳(上記料金表に記載のない加算について)

◎① 短期入院又は外泊をされた場合

・短期入院又は外泊された場合には所定の料金をご負担いただきます。(入院又は外泊した日の翌日から6日以内、月をまたぐ場合は最長12日間)

1日あたりの利用者負担246単位(保険対象分)+所定の居住費2,006円(基準費用)

※居住費については、特定入所者介護サービス費対象者の補足給付費がある場合はそちらで算定します。

※契約者が入院期間中において居室が契約者のために確保されている場合は、居室確保費用として**985円/日**をご負担いただきます。ただし、事業者が居室を短期入所者等に利用した期間は、居室確保費用をご負担いただく必要はありません。

◎② 初期加算

入居した当初には、施設での生活に慣れるために、様々な支援を必要とすることから、入居日から30日間に限って、1日につき30円が加算されます。

また、30日を超える入院後に再入居した場合にも、同様に加算されます。

◎③ 経口維持加算

《経口維持加算(I)》

現に経口により食事を摂取するものであって、摂食機能障害や誤嚥を有する入居者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、食事の観察及び会議を行い、入居者ごとに経口維持計画を作成している場合であって、医師又は歯科医師の指示(「歯科医師が指示を行う場合あっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る」)に基づき管理栄養士等が栄養管理を行った場合、1月につき算定。

1月につき400円を加算されます。

◎④ 療養食加算

医師の指示による食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する療養食を提供した場合は、加算されます。

6円/回

療養食は以下の通りです。

糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・膵臓病食・高脂血症食・痛風食及び特別な場合の検査食

◎⑤ 再入所時栄養連携加算

当該施設に入居している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該施設に入居（以下この注において「二次入居」という。）する際、二次入居において必要となる栄養管理が、一次入居の際に必要としていた栄養管理と大きく異なるため、当該施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入居者 1 人につき 1 回を限度として所定単位数を加算する。

200 円/回

◎⑥ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

・介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 60%以上であること。

18 円/日

◎⑨ 在宅・入所相互利用加算

在宅生活を継続する観点から、在宅と施設それぞれの介護支援専門員が利用者に関する情報交換を十分に行いつつ、複数の利用者が在宅機関及び入所期間（入所期間については 3 ヶ月を限度。）を定めて、介護老人福祉施設の同一の個室を計画的に利用する場合に加算されます。

40 円/日

◎⑪ 褥瘡マネジメント加算

継続的に入居者ごとの褥瘡管理をした場合は、3 月に 1 回を限度として加算。

イ入居者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入居時に評価するとともに、少なくとも 3 月に 1 回、評価を行い、その評価結果を厚生労働省に報告すること。

ロイの評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入居者ごとに、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。

ハ入居者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理内容や入居者の状態について定期的に記録していること。

ニイの評価に基づき、少なくとも 3 月に 1 回、入居者ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。

3 円/月

◎⑫ 排せつ支援加算

排せつに介護を要する入居者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止が見込まれると医師又は医師と連携した看護師が判断した者に対して、当該施設の医師、看護師、介護支援専門員その他職種が共同して、当該入居者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施した場合は、支援を開始した日の属する月から起算して 6 月以内の期間に限り、1 月につき所定の単位数を算定する。

ただし、同一入居期間中に排せつ支援加算を算定している場合は、算定しない。

◎⑬ 介護職員処遇改善加算

介護職員処遇改善交付金相当分を、介護報酬に円滑に移行するために、例外的かつ経過的な取り扱いとして、介護職員処遇改善加算があります。

利用料金表内サービス利用に係る自己負担額＋その他加算額×0.083(加算率)円/日

※介護職員処遇改善加算で発生する料金につきましては、別紙支払同意書にて個々に準じた加算額を明記の上、同意を頂くものとします。

介護職員等特定処遇改善加算（R1.10.1）

利用料金表内サービス利用に係る自己負担額＋その他加算額×0.027(加算率)円/日

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条、第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 特別な食事（酒を含みます。）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

② 理髪・美容

[理美容サービス]

月に1回、理美容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金：1回あたり1,700円

③ 貴重品の管理

ご契約者の希望により、『貴重品管理サービス』をご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券

○保管管理者：施設長

○出納方法：手続きの概要は以下の通りです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
- ・保管管理者は上記届出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

○利用料金：1か月当たり 1,000円（手数料及び各種提出書類の代行等の実費程度）

○信書の管理については、上記手数料をお支払いいただいている場合は事務の代行に必要な書類を、保管管理者は開封できるものとします。

尚、貴重品管理サービスを利用されていない方は、ご本人・身元引き受け人に開封せずお渡しします。

④ 小口お小遣い管理

ご契約者の希望により、『小口お小遣い管理サービス』をご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：現金で1万円～5万円程度（家族希望額）までとする。

○保管管理者：施設長

○出納方法：手続きの概要は以下の通りです。

- ・本人及び家族の連絡により保管管理者が連絡内容に従い、小口お小遣いから預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、再度入金していただく時、出入金記録を見ていただき、領収書をご契約者にお渡しします。

○利用料金：無料

○

⑤ レクリエーション

ご契約者の希望によりレクリエーションに参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

主なレクリエーション行事予定

年月	行事項目	担当	目的
4月	木の芽田楽	栄養士	利用者の方に季節感を感じていただく
	花見ドライブ	委員会	利用者の方にさくら橋周辺地域の景色を再確認
5月	さくらんぼ若葉際	事務所	さくらんぼの祭りへの参加で交流
6月	アジサイ見物	委員会	利用者の方にさくら橋周辺地域の景色を再確認
	たんぼぼ保育園交流会	委員会	地域のたんぼぼ保育園園児と交流会(さくら橋に来てもらう)
7月	七夕(笹飾り)	委員会	利用者の方に季節感を感じていただく
	さくらんぼ夏祭り	事務所	さくらんぼの祭りへの参加で交流
8月	法人花火大会	事務所	法人合同追悼花火大会参加で他事業所と交流
9月	敬老会	委員会	敬老の日
	たんぼぼ保育園交流会	委員会	地域のたんぼぼ保育園園児と交流会(さくら橋に来てもらう)
10月	家族会	事務所	ケアプラン説明会
	さくら保育園運動会	事務所	系列保育園園児との交流
	たんぼぼ保育園運動会	委員会	地域のたんぼぼ保育園園児と交流会(たんぼぼへ訪問)
11月	たんぼぼ保育園交流会	委員会	地域のたんぼぼ保育園園児と交流会(たんぼぼへ訪問)
12月	たんぼぼ保育園交流会	委員会	地域のたんぼぼ保育園園児と交流会(さくら橋に来てもらう)
	お餅つき	事務所	利用者の方に季節感を感じていただく
	クリスマス会	委員会	利用者の方に季節感を感じていただく
	忘年会	委員会	利用者の方に季節感を感じていただく
1月	お屠蘇会	委員会	利用者の方に年始挨拶
2月	節分	委員会	利用者の方に季節感を感じていただく
3月	雛祭り	委員会	利用者の方に季節感を感じていただく
	家族会	事務所	展示会とケアプラン説明会

※1 毎月1回 土・日で喫茶の日(その月の勤務表で日にち決定)

⑥ ユニットでの活動

各ユニットにて実施(書道・御詠歌・カラーセラピー・華道など)く材料代等の実費をいただきます。

>

⑦ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑧ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用(衣料等)でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑨ 入所時送迎サービス(無料)

契約者及び家族からの希望により、送迎サービスを利用できます。

※希望日時を前日までにご連絡いただき、施設でその可否を決定します。

⑩ 入所時健康チェック

入所されましたら、速やかに入所時健康チェックを受けていただきます。

この健康チェックは入所段階での疾患の早期発見と、心身の状況把握のためにさせていただきます。

* 料金 5,000円/回

⑪ 栄養ケア計画作成にあたり、1年に1度の血液検査を実施します。

尚、健康状態・身体状態に変化が見られる場合は随時血液検査を実施します。

1回 2,900円

⑫ コンセント使用について

居室及び施設内のコンセント使用について、個人的な使用は別途料金を頂きます。

利用料は以下のとおり、

1コンセント・・・・・・・・・・500円/1ヶ月(管理費含む)

⑬契約書第 19 条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1日あたり）
介護報酬の全額を負担

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第 5 条参照）

前記（1）、（2）、（3）の料金・費用は、1 か月ごとに計算しご請求します。翌月 20 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は月額請求の基本料金を除き、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

また、お振り込みされた金融機関の振込み明細書をもって領収書に代えます。また、領収書発行を希望される方には利用者及び連帯保証人が指定する送付先に対して、次月請求書に同封して領収書を送付します。

利用料金の請求書は、毎月 10 日前後に郵送します。利用料金は毎月 27 日（営業日）に予めご指定された金融機関から自動振替させていただきます。

利用料の支払いは『三菱UFJニコス口座振替集金代行サービス』利用のみです。

- ・ ご利用者が指定する金融機関※本支店口座(一部のJF/漁協、信用組合除く)からの自動引き落としとなります。
名義は『ご利用者名』でも『ご家族名』でもかまいません

(収納代行 三菱UFJニコス株式会社)

※三菱UFJニコス口座振替集金代行サービス利用可能な口座を開設されていない方は開設をお願いします)

※ 金融機関

- ・ 都市銀行（三菱東京UFJ、三井住友、みずほ、りそな、埼玉りそな）
- ・ 信託銀行(三菱UFJ信託、住友信託、中央三井信託、みずほ信託、りそな信託)
- ・ 地方銀行全行(百五、第三、三重、中京など)
- ・ 信用金庫全庫(桑名三重、津、北伊勢上野など)
- ・ 農業協同組合全組合(JA みえなか、多気、伊勢、鈴鹿農協など)
- ・ 労働金庫全庫(東海、静岡県、近畿、北陸など)
- ・ ゆうちょ銀行（郵便局）
一部の信用組合、農協、漁協、インターネット銀行は不可

口座振替の手続き完了までは下記口座へのお振り込みください。

- ・ 桑名三重信用金庫 飯南（イナ）支店 【普通】1043188
《名義》 シカイクツホクソゾトカイ ショウホトハ ツウゴロウソホムサクラバシ
社会福祉法人慈徳会 小規模特別養護老人ホームさくら橋
リョウチヨウ カウ ヒロキ
理事長 小倉 博之
※振り込み手数料はご利用者様の負担となります。

※利用料支払いについては、契約者（利用者）の身元息受け（家族等）が責任を持って、支払っていただくことで承願います。

※3ヶ月を超えて利用料が未納の場合は、退所していただく場合がございます。

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	(医) 昭仁会 青木医院
所在地	松阪市飯南町横野353-2
診療科	内科・外科・小児科・麻酔科
救急搬送先	JA 三重厚生連 松阪中央総合病院 (福) 恩賜財団 済生会松阪総合病院 総合病院 松阪市民病院

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	たなか歯科医院
所在地	松阪市飯南町粥見4204-1

6. 施設を退所していただく場合 (契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。(契約書第13条参照)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援 1・要支援 2 ならびに要介護 1・要介護 2 と判定された場合 (特例有)② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合 (詳細は以下をご参照下さい。)⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合 (詳細は以下をご参照下さい。) |
|--|

(1) ご契約者からの退所の申し出 (中途解約・契約解除) (契約書第14条、第15条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者は当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合② ご契約者が入院された場合③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|--|

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 16 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して 3 か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

※ 契約者が病院等に入院された場合の対応について ※（契約書第 18 条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、短期入院の場合

1 ヶ月につき 6 日以内（複数の月にまたがる場合は 12 日）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。（246 円/日+所定の居住費。入院日翌日～6 日目までないし最長 12 日目）

② 上記期間を超える入院の場合（7 日以上 3 ヶ月以内）

上記短期入院の期間を超える入院については、3 ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。7 日目以降退院日までは居室確保の費用の発生があります。（985 円/日）

③ 3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

< 入院期間中の利用料金 >

入院した場合、一月に 6 日を限度して所定単位数に代えて 1 日につき 246 円を算定いたします。

（月をまたがる場合は、最大で連続 13 泊（12 日）まで算定いたします）+所定の居住費

※介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。

また、上記期間を超えて算定していない期間に関しては、居室を短期入所生活介護事業で使用させていただくことを了承いただきます。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第 17 条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助・必要書類の提示をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

※ 退所時等相談援助加算料金（介護保険の一割負担）

施設の介護支援専門員・生活相談員が協力して、入所期間が 1 月を超える（見込みの）入所者の退所後の在宅サービス等について、入所者・家族等の双方に行う相談援助、退所前からの居宅介護支援事業所との連携による情報提供とサービス調整を行った介護保険で定められる料金です。

退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合も対象となりますが、病院・診療所や他の介護保健施設への入院・入所ではいたしません。

① 退所前後訪問相談援助料金

- ・ 退所後に生活する居宅を訪問して相談援助を行った場合に加算されます。
入所中 1 回（早期相談援助が必要な場合は 2 回）、退所後（30 日以内）1 回を限度とし、入所中の分は退所日に、退所後の分は訪問日に支払いをお願いします。

料金 460 円（介護保険の一割負担）

② 退所時相談援助料金（入所者 1 人につき 1 回を限度）

- ・ 入所者の退所時に相談援助を行い、さらに退所後 2 週間以内に市町村や老人介護支援センター、入所者が希望する指定居宅介護支援事業者等に必要な情報を提供した場合に加算されます。

料金 400 円（介護保険の一割負担）

③ 退所前連携加算（入所者 1 人につき 1 回を限度）

- ・ 入所期間が 1 月を超える入所者に先立って、指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員と連携して退所後の在宅サービスの利用上必要な調整を行った場合に加算されます。（退所日に加算いたします。）

料金 500 円（介護保険の一割負担）

※ 在宅復帰支援機能加算

退所後の在宅生活について本人・家族等の相談支援を行うとともに、居宅介護支援事業者や主治医との連携を図るなど、在宅復帰支援を積極的に行い、かつ、一定割合以上の在宅復帰を実現している施設の場合に加算されます。

料金 10 円/日（介護保険の一割負担）

7. 利用者が死亡されたとき

死亡された時点において、当施設との契約は終了となり速やかに家族に連絡し、家族により遺体を引き取っていただきます。

さくら橋で死亡された場合、退所処置（死後の処置）費用として、20,000 円（状況に応じて加算される場合があります。）が必要です。

8. 残置物引取人（契約書第 20 条参照）

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

当施設は、契約者が残置物引取人を定めない場合には、契約者の費用で契約者の残置物を処分できるもの

とします。その費用については、契約者からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。

9. プライバシーの保護（第9条）

当施設は、利用者に対してサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。

また、利用者やそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、管理者の管理の下保管し、処分の際にも漏洩の防止に努めます。

ただし、利用者のための地域密着型施設サービス計画に沿って、円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議や主治医、その他サービス事業者との連携調整等において必要な場合にのみ使用します。

上記個人情報使用にあたり、同意書を作成し記名・押印をいただき使用するものといたします。

※当施設では、「ご利用者様の個人情報」について適切に保護し、管理することに努めますが、下記の事項に関して、ご承諾をお願いします。

◎入居案内（電話での入居等問い合わせも含む）

◎居室前のご利用者様の名札の掲示

◎行事などで撮影した写真などをパンフレット・通信（ちらしなど）・インターネットやケーブルテレビなどへの使用

上記の事について、ご不都合のあられご利用者様は、事務所（特養側）までご連絡下さい。

10. 個人書類開示方法

ご契約者の金銭管理（会計報告、残高報告）・介護記録・看護日誌等の開示は随時、事務所にて受け付けています。（金銭の報告は、家族会時を含めて年4回させていただきます）

また、年2回（5月・10月）の家族会時にも上記書類をお渡しします。

尚、上記書類は身元引受人のみの開示とさせていただきます。

11. 身体拘束について

当施設では原則的に身体拘束は行いません。しかし、本人・家族等の希望、または緊急やむを得ない場合にはこれを行う場合があります。やむを得ず身体拘束を行う場合には本人、家族、各専門職で十分検討した後「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に内容を記載し同意していただきます。その後経過観察記録をつけ随時再検討し改善に努めます。

12. サービス提供における事故発生時の対応

(1) サービスの提供を行っている際に、利用者の病変及び事故が生じた場合必要な措置を講じると共に以下の対応を行います。

- ① 連帯保証人及び身元引受人へ電話等により連絡する。
- ② 急を要する場合は事業者の判断により救急車を要請し、事後報告となる場合もあります。
- ③ 必要に応じて市町村（保険者）へ連絡する。

(2) 当施設における再発防止策

- ① 事故報告書に基づき、再発防止の為に委員会設置を行い調査検討し、防止策の作成を行う。
- ② 担当者会議に提出し、再発防止に努める。

13.苦情処理について（契約書第 22 条参照）

（1）当施設における苦情の受付担当

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 生活相談員 平末 治代

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

8：30～17：30

また、苦情受付ボックスを玄関受付に設置しています。

（2）苦情処理の方法

①苦情の受け付け

苦情受付担当者は、利用者からの苦情を随時受け付けます。その際、次の事項を書面に記入し、苦情申し出人に確認します。（内容、希望、第三者委員会への報告の要否、第三者委員の話し合いへの立会い要否など）

②苦情受付の報告

苦情受付担当者は、受理した苦情を苦情解決責任者と第三者委員に報告します。

③苦情解決の話し合い

苦情解決責任者は職員代表による苦情解決委員会を別に組織し、十分検討のうえ、苦情申し出人との話し合いによる解決に努めます。

（3）当施設の第三者委員

大阪弁護士会 弁護士 矢吹 保博 氏

速水林業 代表 速水 亨 氏

（4）行政機関その他苦情受付機関

松阪市役所健康ほけん部 介護保険課 介護保険指導監査室	所在地 松阪市殿町1340-1 電話番号 0598-53-4190
松阪市役所 高齢者福祉課 高齢者サービス係り	所在地 松阪市殿町1340-1 電話番号 0598-53-4069
国民健康保険団体連合会 苦情処理専用電話	所在地 津市桜橋2丁目96 電話番号 059-222-4165

重要事項説明同意書

令和 年 月 日

小規模特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 さくら橋

説明者職名 氏名 生活相談員 ⑩

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、小規模特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）サービスの提供開始に同意しました。

利用者 氏名

身元引受人 住所 _____

氏名 _____ ⑩

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨・一部木造
- (2) 建物の延べ床面積 延 1996.29 m²
- (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護]平成 23 年 7 月 1 日指定 三重県 2470702065 号
定員 8 名

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
3名の利用者に対して 1 名の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
2名の生活指導員を配置しています。

看護職員… 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
常勤換算 3 名の看護職員を配置しています。

介護支援専門員…ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
生活相談員が兼ねる場合もあります。
1 名の介護支援専門員を配置しています。

医師… ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
内科・外科・麻酔科非常勤医師 1 名を配置しています。

その他の医療科目… 必要に応じて、眼科・泌尿器・皮膚科の往診も受けられます。

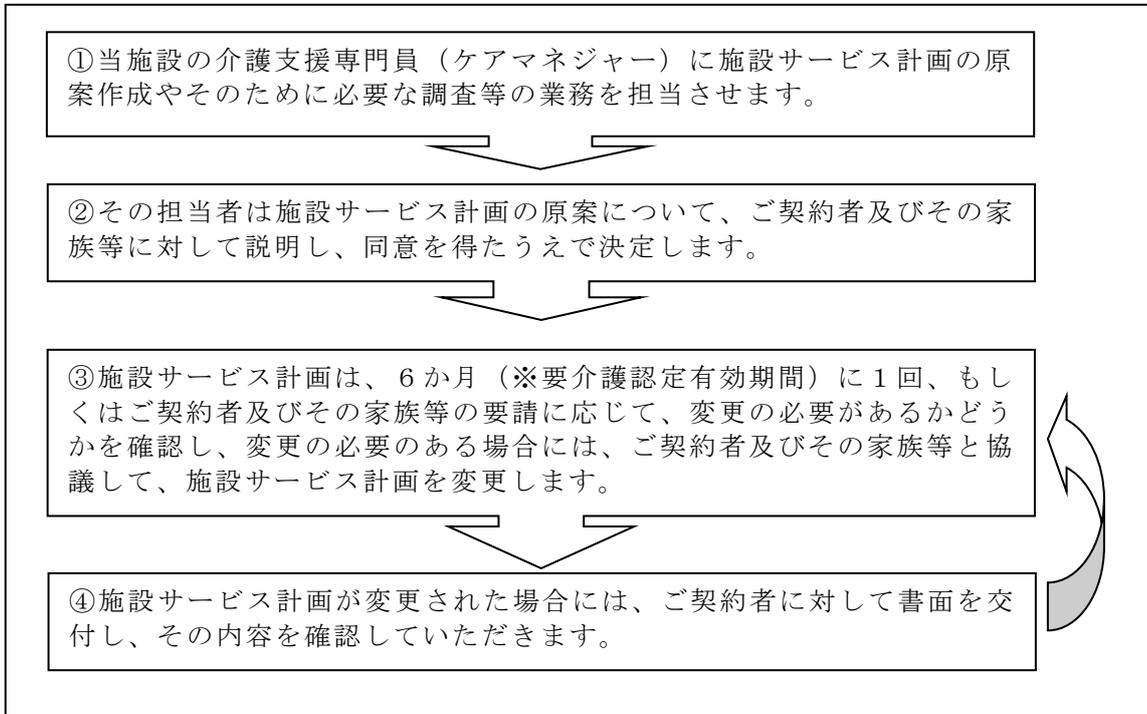
管理栄養士…ご契約者に対して、栄養ケア計画を作成し栄養・嗜好に考慮した食事の提供を行いません。

機能訓練指導員…看護職員が個別リハビリ計画書を作成し、ご契約者の機能の減退を防止する訓練を生活相談員・介護主任と共同して実施する。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前までに、要介護認定の更新申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧し、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

信仰に関する持ち込み品を認めますが大きな仏壇、大きな家具等をご遠慮ください。

(2) 面会

面会時間 8：30～17：30

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。また、来訪者全員のお名前を面会簿に記入してください。

※なお、来訪される場合、お酒の持ち込みや生もの・お餅などはご遠慮ください。また、持ち込まれた場合には職員へ連絡してください。(食事量をチェックしているためです。)

また食中毒など感染症の時期によっては、一切の持込を禁止させていただく場合がございます。ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(3) 外出・外泊（契約書第21条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、初日と最終日を除いた6日間、複数の月をまたがる場合には連続して初日と最終日を除いた12日間とさせていただきます。

なお、外泊期間中、1日につき246円（介護保険から給付される費用の一部）と所定の居住費をご負担いただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書5（1）に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第9条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙について

施設内はご利用者ならびに職員の健康保持のため、施設内禁煙とさせていただきます。

6. 損害賠償について（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかに、その損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. その他について（契約書 23 条参照）

当施設は、成年後見制度を利用しての入所を受けております。
また、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業などの相談や紹介をいたします。